

第 8 次中野区交通安全計画（案）の概要について

1 計画策定の経緯

中野区交通安全計画は、交通安全対策基本法に基き、昭和 46 年以降、5 年ごとに 7 次にわたって作成し、中野区及び関係機関等が各種の施策を実施してきています。現在、関係機関と調整し、第 8 次計画（平成 18 年～22 年）の策定作業を進めています。

2 計画（案）の概要

(1) 最重点施策・重点施策

中野区の交通事故実態を分析し、以下の最重点施策と重点施策を定めた。

① 最重点施策

高齢者の交通安全の確保

中野区においても急速な高齢社会を迎え高齢者の交通事故の増大が予想されることから最重点施策とした。（P.5）

② 重点施策

ア 二輪車事故等の防止

区内では、過去 5 年間に二輪車死亡事故で 11 名が亡くなり毎年 500 人以上の負傷者が出ていることから重点施策とした。（P.6）

イ 自転車の安全利用の推進

自転車事故についても過去 5 年間に毎年 500 件 500 人以上の負傷者がでており、近年区民から無灯火や自転車の危険走行などに対するマナー向上啓発や駅周辺などの放置自転車対策の意見が多数寄せられていることから重点施策とした。（P.6）

ウ 飲酒運転の根絶

平成 18 年 9 月の他県の飲酒運転による幼児 3 名の死亡事故にみるように飲酒運転による悲惨な交通事故が絶えないことから重点施策とした。（P.7）

(2) 施策の推進方策

① 自転車駐車場の整備

自転車駐車場のない駅については、積極的に情報を収集し駐車場整備を検討する。（P.10）

② 新しい交通のしくみの導入

高齢者などが気軽に移動できる新しい交通のしくみについて、導入をめざす。(P.11)

③ **交通安全意識の普及徹底**

自転車利用者、小学生、高齢者などに対する交通安全教育を充実する。(P.11)

④ **通学路の見直し**

区内の小学校の統合に伴い学校関係者、警察、行政機関が連携し、通学路の見直しを行う。(P.13)

⑤ **交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化**

区民一人ひとりに交通安全意識の普及徹底を図るため、広報啓発活動を強化する。(P.15)

⑥ **新駐車対策法制の周知徹底**

運転者のみならず使用者にも新駐車対策法制の周知徹底を図り、違法駐車を抑止する。(P.18)

⑦ **放置自転車対策**

放置自転車キャンペーンとともに、放置自転車撤去を推進する。(P.20)

⑧ **放置二輪車対策**

駅周辺の放置二輪車については、駐車取締りと民間の協力を得て二輪車駐車を整備していく。(P.21)

⑨ **高齢者運転対策の推進**

高齢者の運転適正能力の確認のためのシルバーマーク（高齢者運転標識）及び、運転免許証返納と運転経歴証明証制度の普及啓発を図る。(P.22)

⑩ **TSマークの普及**

自転車の点検整備と、賠償責任保険が付帯されたTSマークの普及に努める。(P.24)